

資料提供

令和5年3月29日（水）

- 担当者 保健医療部保健政策課長 前川 吉秀
（担当：課長補佐（総括） 関口 真一（内線 3112））
- 担当者 茨城県立医療大学附属病院病院長 中島 光太郎
（担当：副参事兼病院管理課長 池崎 修
（電話 029-888-9200））
- 担当者 総務部人事課長 磯崎 聡（処分関係）
（担当：課長補佐 神永 隆行（内線 2275））

県立医療大学附属病院会計年度任用職員の盗撮事案に係る処分について

この度、茨城県立医療大学附属病院に勤務する会計年度任用職員が、令和5年2月10日に東京都迷惑防止条例違反（盗撮）の疑いで書類送検される事案が発生いたしました。

県民の皆様の県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げますとともに、事件を起こした職員に対して、本日付けで停職6月の懲戒処分を行ったので、公表いたします。

今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

記

1 事件の概要

(1) 事件を起こした職員

県立医療大学附属病院

会計年度任用職員（医師）43歳 男性

(2) 事件の概要

上記職員は、令和4年5月21日（土）、東京都内のコーヒーショップの男女兼用トイレに小型カメラを仕掛けたことについて、5月30日（月）に、管轄警察署に東京都迷惑防止条例違反（盗撮）について自首した。

令和5年2月10日（金）、管轄警察署から上記職員が令和4年5月に東京都迷惑防止条例違反（盗撮）について自首し、捜査が終了したため、書類送検したとの電話連絡を受け事件が発覚したものである。

2 事件発覚の経過

日 時	経 過
令和4年 5月21日（土）	○ 13時頃、東京都内のコーヒーショップの男女兼用トイレに小型カメラを仕掛けた。 ○ 14時頃、小型カメラを回収にいくも、なくなっており、自宅に帰宅する。
5月23日（月）	○ 本人自ら弁護士に相談し、翌日以降自宅で休養することとした。

日 時	経 過
5月24日(火)	○ メールで退職したいとの連絡を上司が受ける。上司は、詳細が不明なため、仕事を休ませ経過を見ることとした。
5月27日(金)	○ 精神科クリニックを受診し、療養が必要と診断され、のちに診断書が提出される。
5月30日(月)	○ 管轄警察署に自首し、自首調書を作成。(被害届や紛失した小型カメラは届いていないとのこと) ※その後、管轄警察署に4回に出頭し、調書作成に協力。
6月6日(月)	○ 上司が体調を問い合わせるために送信したメールに、事件の概要について記載はないものの、警察に自首したとの記載された返信を受ける。上司は、本人が休職中で詳細が不明であったため、院内での報告を行わなかった。
9月16日(金)	○ 診断書の療養期間は、9月15日(木)までであったことから、9月16日(金)から復職した。
令和5年 2月10日(金)	○ 管轄警察署から、県立医療大学付属病院の病院管理課に、上記職員が5月に東京都迷惑防止条例違反について自首し、捜査が終わったため、書類送検した旨の連絡がある。
2月14日(火)	○ 県立医療大学付属病院において、上記職員に事実確認及び事情聴取を実施する。
2月16日(木)	○ 事実確認の結果を踏まえて、県立医療大学付属病院から保健政策課及び人事課に事実を報告し、上記職員を当面自宅待機とする。
3月10日(金)	○ 当該事案について、本人から不起訴処分となったとの連絡をメールで受ける。
3月29日(水)	○ 上記職員に対して懲戒処分を行う。

3 被処分者の反省の状況

(2月28日(金)提出の顛末書)

「被害者は特定できないものの心から謝罪したい。もう二度と犯罪行為をしないために、再犯防止のための行動を今後続けていきたい。」

「所属や上司に迷惑をかけるようなら、いつでも退職しようと思っていたが、職場に今回の事案が明らかにならなければ、このまま働くことができるかもしれないと思い、結果的に所属にも上司にも多大な迷惑をかけてしまった」

4 処分

(1) 処分内容：停職6月

(2) 処分年月日：令和5年3月29日

(3) その他

- ・ 所属職員に対する管理監督が不十分であった責任を問うため、上司1名に対して「訓告」を行った。

5 再発防止策

- ・ 服務規律の確保に関する通知の発出
- ・ 医療大学付属病院の全職員に対し服務規律の確保について周知徹底